

平成30年 第2回蔵王町農業委員会総会議事録

第2回蔵王町農業委員会総会は、平成30年2月26日蔵王町役場第一会議室に招集された。

出席農業委員は次のとおりである。

1番	我妻 茂	2番	玉根 可奈
3番	菅井 啓二	4番	佐藤 良彦
5番	平間 栄	6番	山家 一彦
7番	佐藤 ゆり	8番	武田 明夫
9番	平間 博		

出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

樋口 俊彦	三沢 敏朗	山家 文一
村上 智彦	會田 照	鈴木 好和
山家 照雄	我妻 義明	佐藤 雄一
杉山 由美子		

欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

大和 憲男	平間 昭男	川村 富士男
-------	-------	--------

事務局職員は次のとおりである。

事務局長	砂金 毅
書記	佐藤 良行 村上 幸太

本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 報告事項2 非農地証明結果報告について
- 日程第4 報告事項3 平成30年度第1回蔵王町農業委員会総会議案書の議案の訂正について
- 日程第5 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第6 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて
- 日程第8 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて（参与制限）

蔵王町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、委員の過半数が出席したので、会議が成立した旨を述べ、第2回蔵王町農業委員会総会の開会を宣言した。

(午前9時00分)

- 議長 長 これより会議を開きます。
- 議長 長 只今の出席農業委員は8名、推進委員は10名であります。
平間栄委員は少し遅れると連絡がありました。
大和憲男推進委員、平間昭男推進委員、川村富士男推進委員からは欠席の報告がありました。
定足数に達しておりますから、会議は成立いたしました。
これより、平成30年第2回蔵王町農業委員会総会を開催いたします。
本日の議事日程はお手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。
- 議長 長 日程第1議事録署名委員の指名を行います。
蔵王町農業委員会会議規則第27条第3項の規定により、議長が2名を指名することにご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]
- 議長 長 異議なしと認めます。よって、1番我妻 茂委員、2番玉根可奈委員の2名を指名いたします。
- 議長 長 今回の総会において、町内における新規の権利取得に該当する申請人をお呼びしております。
審議に先立ち申請人より当該申請の概要について説明を求めてよろしいでしょうか。
[異議なしの声あり]
- 議長 長 異議なしと認めます。新規の権利取得案件は2件あります。まず始めに日程第7第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を決定することについて、利用権設定番号1と2の申請人に当該申請の概要についてお願いします。
[申請人 番号1、番号2 入場]
- 議長 長 蔵王町農業委員会では、町内農地の新規権利取得希望者や新規就農希望者からの申請があった場合、許可に際して、申請内容を詳しく把握するために申請人本人から直接、権利取得後の営農計画等について説明をお願いしております。
それでは、申請に至った経緯や権利取得後の営農計画などについて説明をお願いします。
[申請人説明]
- 議長 長 説明が終了しましたので、申請人への質問を許します。

- 4 番 委 員 議案の2番には田の地目があります。説明をお伺いしますと畑作を中心に考えておられるようなんですが、この田は田として利用なさるつもりなのですか。
- 申 請 人 はい。この田というものは昔から堆肥などで土作りされてるわけですから、作目として麦や豆類を作れると考えております。
- 4 番 委 員 作付けにあたっては、農業機械などが必要になると思われませんが、そういった機械の整備についてはどう考えていますか。
- 申 請 人 稲刈機などはもう買いましたので、それで出来ると思います。
- 4 番 委 員 利用権設定で農地を貸付してくれる方がいるわけですが、その方々とはどういうことで貸借に至ったわけですか。
- 申 請 人 農林観光課の職員やJAにも相談しましたが、有機農業というとなかなか貸し手がいませんでした。そこで、私の妻方の親戚にあたる方に了解をもらったのと。その後に農林観光課職員が斡旋してくれた方からも借りられたので今回の申請に至りました。
- 議 長 他に質問はございませんか。
- 3 番 委 員 麦とかニンニクとかおいしいものでありますが、その作物の利活用についての計画を教えてください。
- 申 請 人 まずはいいものが出来たか確認しながら色々な会社に無料で売り込みをしたい。ニーズがあれば販路は拡大できると考えています。
- 3 番 委 員 私の勤務先、蔵王酪農センターですが、パンも作っていますので、是非売り込みに来ていただきたいと思います。
- 申 請 人 ありがとうございます。
- 議 長 その他ございませんか。
- 7 番 委 員 海外からおいでになってここで農業を目指されるということ、すごいなとも思いますし、頑張ってください。ただ、心配するのが無農薬ということ。普通の農家は虫や病気に対応するためどうしても農薬に頼っているわけですが、それを使わないということですね。
- 申 請 人 その無農薬農法といったことは大学かどこかで学んだものですか。
- 申 請 人 私の研究は科学的なものではなく歴英的なものです。日本も江戸時代には農薬というもの自体無くて、それで輪作とか工夫していた。それを再現しながら作物の出来具合、キズや味、数、大きさなどを見たい。上手くできれば価値のあるものになりますし、ダメでも有機農薬を使って対応したい。最初は試行錯誤になると思いますがやってみたいと思います。
- 7 番 委 員 はい。頑張ってください。
- 議 長 他に質問はありませんか。
- 3 番 委 員 有機農法に取り組むということで、大変素晴らしい取り組みだと思います。

が、今、国の方でも有機農法といった取り組みに助成しているかと思いません。そういったものを活用するつもりはありますか。

申請人 ないです。基本的に必要ない。でも、必要になったら考えたい。例えばタバコの葉ですが非常に強い有機農薬です。使えば人間の身体にも害を及ぼします。これを田に使うと雑草とかの繁茂を抑えることができる。逆に使いすぎると病気になってしまう。そういった取り組みの中で試行錯誤して、必要だという時があれば考えたいと思います。

議長 他に質問はありませんか。

議長 [なしの声あり]

議長 質問がございませんので申請人への質問を打ち切ります。申請の結果について、申請人へは後日、事務局よりご連絡いたします。

申請人はご退出ください。ありがとうございました。

議長 [申請人退場]

議長 続きまして、利用権設定番号10番の申請人に当該申請の概要についてお願いします。

議長 [申請人 番号10 入場]

議長 蔵王町農業委員会では、町内農地の新規権利取得希望者や新規就農希望者からの申請があった場合、許可に際して、申請内容を詳しく把握するために申請人本人から直接、権利取得後の営農計画等について説明をお願いします。

それでは、申請に至った経緯や権利取得後の営農計画などについて説明をお願いします。

議長 [申請人説明]

議長 説明が終了しましたので、申請人への質問を許します。

8番委員 祖父母が農業を営んだ農地、荒れているものを再生したいということで農業委員会としても歓迎したいと思います。ただ、心配なのがあなた自身、農業というものを経験した事がありますか。

申請人 はい。小さい頃は農家として家族で手伝っていたわけですが、農業を知っているとは到底言えません。そこで、昨年より新規就農の準備型という研修の中で村田町の農家で実習を受けておりました。

8番委員 この先、様々な問題も起きるかとは思いますが。そんな時は農業委員会などにも相談いただきながら頑張りたいと思います。

議長 その他、質問はありませんか。

6番委員 若くして農業に取組むということ、頼もしく思っています。頑張ってください。それでですね、技術的な事は家族にも手伝ってもらえると思いますが、今回の申請に併せて家で所有する農地を合わせるとどの位になるん

申請人 畑で併せて6反くらいになります。
 6番委員 その面積に野菜を作っていくわけですね。分かりました。
 議長 他に質問はありませんか。
 7番委員 若くて新規就農ということで期待しております。ちなみに農業に携わるのはあなただけですか。
 申請人 はい。そうです。
 議長 他に質問はありませんか。
 議長 [なしの声あり]
 議長 質問がございませんので申請人への質問を打ち切ります。申請の結果について、申請人へは後日、事務局よりご連絡いたします。申請人はご退出ください。ありがとうございました。
 議長 [申請人退場]
 議長 長 なお、採決につきましては、日程第7 第3号議案審議の後で行います。
 議長 長 日程第2 報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局に報告をさせます。
 議長 長 [事務局長朗読により報告]
 議長 長 報告が終わりましたので、質問を許します。
 議長 [なしの声あり]
 議長 長 質問がございませんので、日程第2 報告事項1を終わります。
 議長 長 日程第3 報告事項2 非農地証明願結果報告についてを議題といたします。現況調査委員は報告をしてください。
 議長 長 [3番委員朗読により報告]
 議長 長 [平間 栄委員 出席 午前9時39分]
 議長 長 現況調査委員からの報告が終わりましたので、各委員の質問を許します。
 8番委員 現況は雑種地というのですが、現況をもう少し詳しく教えてください。
 3番委員 住宅地にありまして、一部畑とつながってはいますが、道路から奥まった住宅の所有です。人や車はその家に入るための進入路として利用されておりまして、結構厚めに砂利が敷かれています。
 8番委員 2番の現況は山林となっております。この山林は植林をしたような山林ですか。
 3番委員 自然に生えた杉ではないと思われまして植林ではないかと思えます。かなり太くなっておりまして、農地への復元は難しいものと判断されました。
 議長 長 他に質問はございませんか。

議 長 [なしの声あり]
 質問がございませんので、非農地証明願については承認し、非農地証明願事務処理の規定に従って非農地証明を交付することに決してご異議ございませんか。

議 長 [異議なしの声あり]
 異議なしと認めます。日程第3報告事項2を終わります。

議 長 日程第4 報告事項3 平成30年第1回蔵王町農業委員会総会議案書の訂正についてを議題といたします。事務局に報告をさせます。

議 長 [事務局長より朗読報告]
 報告が終わりましたので、各委員の質問を許します。

議 長 [なしの声あり]
 質問がございませんので、日程第4報告事項3を終わります。

議 長 日程第5 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事 務 局 長 [事務局長朗読説明]
 (説明後に) なお、今回の申請番号は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。
 申請の詳細は、別紙調査書のとおりです。
 また、周辺農地への影響の有無について、4名の委員により現地調査済みです。

議 長 では、周辺農地への影響について、現地調査した委員は、結果を報告してください。

議 長 [4番委員により現況報告]
 説明と報告が終わりましたので質疑を求めます。

議 長 質問はありませんか。

議 長 [なしの声あり]
 質問がございませんので採決いたします。日程第5第1号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

議 長 [異議なしの声あり]
 異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり承認されました。

議 長 日程第6 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事 務 局 長 [事務局長朗読説明]
 なお、今回の申請は、農地法第5条第2項各号には該当しないため許可要件を満たしていると思われます。

農地区分は議案書のとおり、議案番号4番、8番は第3種農地、その他については第2種農地と判断されますが判断基準等、詳細については別紙調査書のとおりです。

- 議長 説明が終わりましたので質問を許します。
- 4番委員 8番の議案、前回に非農地証明願で出た案件ですが、県道や高速道路にも近い。太陽光は設置してみないと何ともいえないところはあるんでしょうが、周囲への影響と言う点で問題は無いんでしょうか。
- 事務局 仙南の業者が設置します。パネルの角度など被害を生じないように設置することとしておりますし、被害が生じる恐れがあれば、仙南ですのどすぐに駆けつけて対応するという事です。
- 4番委員 また雨水も住宅地の間に農地があり、検討したところ自然浸透で十分対応できるということです。
- 4番委員 住宅が近くにあるわけなんですけど、こういったお宅には太陽光発電事業の説明をしなくていいんでしょうかね。
- 事務局 必ずしも説明を要するという決まりはないかと思います。しかし、業者も太陽光発電施設設置の表示をして施工するでしょうし、聞かれれば当事者間での説明はあるのかなと思います。農業委員会としても関係する点においては業者を指導することもあります。
- 議長 他に質問はありませんか。
- 鈴木推進委員 番号4番、図面を見ると農地に既に建物が建っているように見える。こういった場所は結構多くあるものなのか。
- 事務局 この建物は住宅ではなく農作業小屋です。農地法では2a未満の農業用施設は転用申請ではなく届出を出すことで建てることができます。
- 8番委員 同じく4番ですが農家住宅という申請、これはどういうものか。
- 事務局 農家住宅というのは一般個人住宅に対して用いられます。一般個人住宅が500㎡の上限に対して農家住宅は1000㎡まで認められます。それは作業場だったり農業機械の保管場所なども必要であることからです。
- 8番委員 ちなみに今回の申請、わずかに1000㎡を超えておりますが、現地の形状や現況から利用できない面積もあり、申請としては認められるべき範囲かなと考えております。
- 8番委員 同じく利用期間35年と言うのはどういうことか。
- 事務局 転用としては永久転用であります。この35年というのは所有者から使用貸借を受ける期間になります。
- 6番委員 8番、非農地で上がって、非農地として認められなかった場所ですが、着工が許可日とあります。この申請の許可日ということでしょうか、許可が下りればすぐに取り掛かるということですね。

事務局 今現在は更地となっております。それで、許可が出ればさらに造成から設備の設置が始まるということになります。

6番委員 木を切って更地にしたわけですが、その木を切ったことが着工ではないのか。

事務局 木を切ったのは山林状態の農地を耕作できる状態にしたとも取れるわけで、耕作できる農地をこの許可をもって着工するものと判断されます。

6番委員 はい、分かりました。

議長 その他、ありませんか。

議長 5番、6番、7番、迂回路とありますが、なにをするのか詳細に説明願いたい。

事務局 仙南広域水道の工事に伴う迂回路、一部作業場となる計画です。

議長 他に質問はありませんか。

[なしの声あり]

議長 質問がございませんので採決いたします。日程第6第2号議案は、原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり承認されました。

議長 日程第7第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

[事務局長朗読説明]

事務局 長 (説明後に) なお、今回の各申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われま。

議長 詳細につきましては、別紙調査書のとおりです。

8番委員 説明が終わりましたので質問を許します。

8番委員 賃借料で玄米70kgというものがある。あまり見ない数量なのだが、何か経緯があるか。

事務局 この申請があった地域では玄米90kgという数量もよく使われていたのですが、最近は60kgに少し上乗せした70kgという申請も見ようになってきました。

議長 質問はありませんか。

議長 では、事務局に伺います。冒頭に説明いただいた新規の方、認定新規就農者なのか。

事務局 先月認められました。認められるとこの申請も町の交付金の対象となることから認定を待つて申請したという経緯もあります。もう1人の新規就

農者がおりましたが、こちらは今から目指すという事であります。

議 長 はい、その他質問はございませんか。
[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第7第3号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり承認されました。

議 長 日程第8 第4号議案は議事参与の制限が複数ございます。5番、平間栄委員の退席を求めます。
[5番 平間 栄委員 退場]

議 長 日程第8 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについてを議題といたします。

議 長 事務局に説明をさせます。
[事務局長朗読説明]

事 務 局 長 (説明後に) なお、本申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。詳細につきましては、別紙調査書のとおりです。

議 長 説明が終わりましたので質問を許します。

議 長 質問はありませんか。
[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第8第4号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり承認されました。5番 平間 栄委員の入場を許可します。
[5番 平間 栄委員 入場]

議 長 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なご審議に感謝申し上げます。
(午前10時21分)

本日の議事録は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成30年4月26日

議長

1番

2番
